

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 2 4 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 古物営業の許可の取消し
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :